

佐賀大学教員向け 授業内著作物利用セルフチェックシート

授業の資料や動画を作成する際に、またはこれらを教務システム・電子メール・Microsoft365・Webex・Moodleなどのシステムを通じて配布する場合に、著作物の利用許諾の有無をチェックしましょう

START 著作物について

授業の資料や動画に使いたいものは**他人の著作物**ですか？

※著作物の要件（①～③に**全部**該当すると、著作物になる）：
 ① 思想・感情を何らかの形式で表現したもの（単なる事実、単なるアイデアではなく）
 ② その表現に一定の程度の創造性があること（ありふれた表現や誰が作っても同じになる表現でなければ、基本的に創造性がある）
 ③ 文化（文芸・学術・美術・音楽等）の範囲に属するもの（大量生産の実用品、実用的な書体などは「文化」の範囲外）
 ※特別な著作物：地図、コンピュータ・プログラム、取捨選択や構成に創造性のあるデータベースなど
 ※例外：法令、告示、判決など、国・地方公共団体が作成して、その内容を広く周知させる必要があるものは著作権保護されない

No 他人の著作物ではありません
著作権許諾は不要

Yes 他人の著作物です

その著作物の**保護期間内**ですか？

※**原則**：著作者の**死後70年**を経過するまで
 ※**例外**：
 ① 著作者が判明していない著作物
 ② 団体名義の著作物
 ③ 映画の著作物（劇場映画だけでなく、すべての動画を含む）
 ①～③の**いずれか**に該当するものは**公表後70年**を経過するまで

No 保護期間内ではありません
著作権許諾は不要

Yes 保護期間内です

著作物の利用量や利用方法は、著作物の権利者の利益を**不当に害すること**になりませんか？

※授業に実際に使用することに**必要な範囲を超える**利用や、学生が購入することを想定した書籍・問題集・CD・DVDなどを配布するような、市販物の売れ行き低下などにつながる行為は、権利者の利益を不当に害する行為に当たります

No 不当に害しません
著作権許諾が必要

Yes 不当に害しません

(続いて授業内での著作物利用状況をチェックしましょう)

著作物の利用場面は、**授業の一環**ですか？

※**授業**：大学の責任において、その管理下で教育を担当する者が学生に対して実施する教育活動
 ※**授業**に該当する例：講義・演習・実習・ゼミ等、**教育センターや教職員研修センターが行う**教員に対する教育活動、教員の免許状更新講習、**大学や学部等が主催**する公開講座、履修証明プログラム、社会教育施設が主催する講座等
 ※**授業**に該当しない例：入学志願者に対する学校説明会、オープンキャンパスでの模擬授業等、教職員会議、FD・SDとして実施される教職員を対象としたセミナーや情報提供、サークル活動、単位認定のない自主的な活動、保護者会等

No 授業の一環ではありません
著作権許諾が必要

Yes 授業の一環です

著作物の利用場面は、**対面授業とその同時中継以外**ありますか？

※対面授業とその同時中継：教室に学生がいることが条件
 ※「**以外**」の具体例：
予習・復習：事前・事後の資料配布やレポート提出等
オンデマンド配信：出席できなかった学生や復習したい学生のために授業（対面授業を含む）を録画して配信する
完全オンライン授業：教室に学生がいなく、オンラインのみで行われる

No 対面授業とその同時中継だけです
著作権許諾は不要

Yes 「以外」の場合もあります

著作物を利用した授業の資料や動画の複製や配信対象は、**授業の科目担当教員と履修者のみ**に限定していますか？

※教員等の指示を受けて、事務職員等の教育支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や配信する場合は、教員等の行為とする。
 ※履修者等の求めに応じて、事務職員等の教員支援者及び補助者らが、学校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で複製や配信を行う場合は、履修者等の行為とする。

No 担当教員と履修者に限定していません
著作権許諾が必要

Yes 担当教員と履修者限定です

著作権許諾は不要
 授業目的公衆送信補償金制度適用

許諾の有無や有償・無償にかかわらず、利用した著作物の出典は明記しましょう

授業で利用している著作物のリストを作成しておきましょう
 著作物利用報告_文化庁・SARTRAS向.xlsx